

令和3年1月5日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様  
各指定障害福祉サービス事業所管理者 様  
各指定障害児通所支援事業所管理者 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
障 害 者 支 援 課

「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の期間延長及び  
対策エリアの拡大について（通知）

新型コロナ感染拡大防止集中対策については、広島市を対策エリアとして、令和2年12月12日から令和3年1月3日までの期間で実施しているところです。しかしながら、広島市の新規感染者はステージ4を超えた状態であり、また、発生事例の分析から日常生活と密接な広島市近隣の地域においても感染が拡大している状況が推察されることから、広島市及びその近隣の地域においては、感染者数の高止まり、障害福祉施設におけるクラスターの発生が懸念されます。

このままでは、さらに感染が拡大し、県全体が同様の事態に陥り、長期にわたって、県民の命、健康、生活に大きな影響が及ぶおそれがあります。

この切迫した危機を抑え込むため、別紙「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の期間延長等について」のとおり、対策期間を延長するとともに、対策エリアを拡大し、集中的な感染防止対策に取り組むこととしました。

については、施設等において、引き続き、基本的な感染防止対策である、「3つの密」の徹底的な回避、職員及び利用者の体調管理、マスク着用、手指衛生などについて徹底していただきますようお願いいたします。

特に広島市及びその近隣の市町の対策エリア内にある施設等におかれましては、感染者が急増している現状に鑑み、感染に対して十分に警戒していただきますようお願いいたします。

○対策期間 令和2年12月12日（土）～令和3年1月17日（日）

○対策エリア 広島市及び近隣市町（廿日市市、府中町、海田町、坂町）

【添付資料】

○別紙「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の期間延長等について」

担 当 指導検査グループ  
電 話 082-513-3158 (ダイヤル)  
(担当者 片桐)